

池田町ふるさと応援寄附金 返礼品等設定基準

この基準は、池田町ふるさと応援寄附金における寄附金に対する返礼品とこれを取り扱う事業者の基準を定めることにより、返礼品の品質及び魅力を向上し、もって寄附の増額と町の魅力発信に資することを目的とする。

- 1 返礼品を取扱う事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。
 - (1) 池田町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員また同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (2) 町税に滞納がないこと。
 - (3) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者でないこと。
 - (4) 当基準について同意をし、届け出を行った者。

- 2 返礼品は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 町の魅力PRにつながる要素を持ったものまたはサービスであること。
 - (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 町内で生産または加工を行っているもの
 - イ 町内で提供されているサービス
 - ウ 原料が町内で生産されているもの
 - エ ア、イ、ウのいずれかに準じるもので町長が認めるもの
 - (3) 商品やサービスとして、対価を得て販売又は提供をした実績があること。ただし、セット内容の変更や販売実績のある商品の新製品については、この限りではない。
 - (4) 法令や公序良俗に反するものではないこと。

- 3 1及び2の基準を満たさなくなった返礼品（取扱い事業者）については、町長が職権により当該（事業者の取り扱う）返礼品の設定を取り消すことができる。

- 4 町長は、返礼品の調達価格が寄附額の3割以下となるように寄附額を設定する。